

串間市立市木小学校いじめ防止基本方針の概要(R5)

<いじめ問題への学校の目標>

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえて、いじめ問題に対して、組織的に、万全の体制で臨む。

【いじめ・不登校対策委員会】

(活動) 学校いじめ防止基本方針作成・見直し、年間指導計画の作成、校内研修の企画・立案、調査等の分析、事実確認・対応方針の決定、その他必要事項
(構成) 校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、他

家庭との連携

- ・参観日、家庭訪問
- ・PTA総会、役員会
- ・アンケート調査

学校の取組

【未然防止】

- 児童会によるいじめ防止活動
- 体験活動を活用した人間関係づくり
- 自己有用感を育む授業づくり 【できたこと、がんばりへの称賛】

【早期発見】

- アンケートの実施(全児童、毎月)
- 教育相談の実施(全児童、隔月)
- 思いやり委員会の実施(毎月)
- いじめ相談窓口の周知

【措置】

- 被害者、加害者等への適切なケア及び指導
- 組織的な対応、再発防止

【重大事態への対処】

- 市教育委員会への報告(事実確認)
- 警察署等との連携

市教育委員会との連携

- ・報告
- ・指導主事の要請・派遣
- ・支援チームの要請・派遣

地域との連携

- ・地域連携会議
- ・学校公開
- ・ホームページ掲載

関係機関等との連携

- ・警察署(Sサポーター等)
- ・日南くらしお支援学校
CO
- ・児童相談所
- ・市町村の福祉部局
- ・医療機関
- ・臨床心理士やSSW

<いじめ防止年間指導計画>

	いじめ防止のための措置		いじめの早期発見の措置	その他
	児童生徒が主体となった活動	教職員が主体となった活動	対策委員会が主体となった活動	
4月	○地区児童会	○PTA総会での説明	○年間の活動計画の検討	
5月	○春の校外学習 ○秋山小との交流会 ○修学旅行			
6月				
7月	○地区児童会 ○合同学習会	○教職員の意識調査①	○学期の取組の総括・次学期に向けての確認	
8月	○地区児童会 ○結団式	○職員研修等による資質向上		
9月	○柱松練習・柱松			
10月	○秋季大運動会 ○秋の校外学習 ○陸上教室 ○ふれあい体験活動 ○ディサービス訪問			
11月	○小中学校音楽会 ○地域行事への参加 ○ふれあい交流会		○保護者を対象とした研修会 ○県一斉アンケート調査	
12月	○持久走大会 ○地区児童会	○教職員の意識調査② ○人権週間における講話	○学期の取組の総括・次学期に向けての確認	
1月				
2月	○保育所生との交流			
3月	○地区児童会 ○お別れ遠足	○教職員の意識調査③	○年間の取組の総括・次年度に向けての確認	
通年	○縦割り清掃活動 ○集団登下校 ○児童会活動(委員会・クラブ)	○わかる授業の展開 (職員相互の授業研究会の実施) ○保護者面談、三者面談等の実施	○児童生徒の発するサインの作成と共有 ○職員会議での情報共有 ○過去のいじめ事例の蓄積	
月1回 (隔月)		○教育相談の実施(全児童) ○校内研修の実施 ○全校集会の実施	○アンケートの実施・分析(全児童) ○思いやり委員会の実施	○市教育委員会への報告
学期1回		○道徳教育や情報モラル教育の時間設定 ○学校通信によるいじめ防止活動の報告	○児童会との意見交換	